

## [事案 22-89] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 7 月 15 日 和解成立

### <事案の概要>

申立人が契約者兼被保険者である申立契約 4 件について、保険会社との間で契約を締結したことがないとして、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて、申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

申立契約 4 件については、募集人(4 件とも同一人)と一度も会ったことはなく、説明を一切受けておらず、各申込書への署名・押印も行っていない。各契約は、申立人の母親が申立人に無断で行ったものであることから、全ての契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

また、申立契約の一部について、契約時に生命保険面接士と面接したこととなっているが、面接を受けた事実はない。

### <保険会社の主張>

下記のとおり、直近の契約 1 件を除いては、申立人の請求に応ずることはできない。

1. 募集人は申立人と面接はしておらず、契約内容を直接説明していない点は認める。
2. 直近の契約(4 件目)については、告知書扱であり、告知書を申立人の母親が代筆していることを募集人が自認しているため、契約を無効とし既払込保険料を返還する。
3. しかし、面接士扱の契約 2 件(2 件目と 3 件目)については、申立人は、面接士の面接を受けていることから、契約内容を了知しており、母親が代理人として契約したものである。
4. 1 件目の告知書扱の契約については、後に面接士扱の契約に転換しており、転換契約時に追認されている。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面および申立人とその母親からの事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、母親が利害関係人として和解契約に参加することを条件に、保険会社が母親に対し和解金を支払うことにより解決するのが妥当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### 1. 前提事実

- ①申立人の母親は、申立人を契約者兼被保険者として、昭和 59 年 8 月に生存給付金付定期保険(①契約、告知書扱)に契約した。
- ②同じく、平成 3 年 4 月に、①契約を転換して定期保険特約付終身保険(②契約、面接士扱)に契約した。
- ③同じく、平成 8 年 3 月に、定期保険特約付終身保険(③契約、面接士扱)に契約し、同年 9 月に②契約を解約した。

④同じく、平成13年12月に、③契約を転換して定期保険特約付利率変動型積立保険（④契約、告知書扱）に契約した。

⑤申立契約の加入に際し、募集人は申立人と面接をしていなかった。

⑥前記②・③契約は面接士扱契約だが、面接の有無については、当事者間に争いがある。

## 2. 保険会社の主張の検討

既払込保険料の返還に応じることを保険会社が認めている④契約以外の3件について、以下のとおり検討した。

(1) 保険会社は、前記②・③契約については、申立人は、面接士の面接を受けていることから、申立人が契約内容を了知しており、母親が代理人として契約したと主張する。

これらの契約時における申立人と面接士との面接の有無については、当事者間に争いがあるが、仮に面接がなされていたとしても、被保険者として面接しているのであり、そのことのみを持って、申立人が、自分が契約者であることを含め、契約内容を了知していたと認定することはできず、他に申立人が契約内容を了知していたと認めるに足りる証拠はない。

また、申立人と母親は、申立契約は母親が申立人に無断で締結したものである旨述べており、保険会社より、母親が代理人であったと認めることができる具体的な事実の主張はなく、母親の代理権を認めることのできる証拠もないことから、前記②・③契約は、母親の無権代理行為であったと認められる。

(2) 保険会社は、前記①契約については、後に面接士扱の②契約に転換しており、その際、面接士と面接していることから、申立人は転換前契約の契約内容を了知したうえ転換しているのであり、転換契約時に追認されていると主張する。

しかし、申立人が前記②契約について了知していたとは認められない以上、①契約の了知も認めることはできず、無権代理行為の追認を認めることはできない。

## 3. 母親の無権代理人の責任について

申立契約が、母親の無権代理行為と認められ、無効になるとすると、本件では、母親が保険料を支払ってきたため、既払込保険料の返還は、母親の、保険会社に対する不当利得返還請求権（民法703条）として認められる。

しかし、母親が無権代理人として保険会社に対し責任を負い（民法117条）、不当利得返還請求権が認められない場合があるが、本件の募集人には、母親が無権代理人であることを知らなかった事について過失があったといえ、母親が無権代理人の責任を負うことはないといえる。

## 4. 和解の検討

以上からすると、保険会社は、申立契約の既払込保険料から解約払戻金等として既に支払っている金額を控除した残金の全てを母親に返還すべきといえるが、不当利得返還請求権は、権利を行使できる時から10年で時効消滅すること、長年に亘り申立人は、

保険による保障の利益を享受してきたことといった事情をふまえ、その一部分を支払うことにより本件を解決するのが妥当と判断した。

【参考】民法

(無権代理人の責任)

第 117 条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかつたときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 前項の規定は、他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によって知らなかつたとき、又は他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかつたときは、適用しない。

(不当利得の返還義務)

第 703 条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。